

特定建築物及び特別特定建築物一覧表

特定建築物	特別特定建築物（適合義務建築物）
学校	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
病院又は診療所	病院又は診療所
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会場又は公会堂	集会場又は公会堂
展示場	展示場
卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館
事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
共同住宅、寄宿舎又は下宿	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボウリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館
公衆浴場	公衆浴場
飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
公衆便所	公衆便所※1
公共用歩廊	公共用歩廊

特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、集合住宅、老人ホームその他多数の者が、利用する政令で定める建築物又はその他の部分をいい、これらに付属する建築物特定施設を含むものとする。

特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、利用等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

※1 50㎡以上(政令第9条)